

原木しいたけ経営緊急支援資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第32号

原木しいたけ経営緊急支援資金貸付規則の一部を改正する規則

原木しいたけ経営緊急支援資金貸付規則（平成24年岩手県規則第40号）の一部を次のように改正する。

| 改正前  |                 | 改正後  |   |
|--|-----------------|--|---|
| 別表（第4条関係）  |                 | 別表（第4条関係）  |   |
| 貸付の対象となる損害補填資金   | 1 被害生産者ごとの貸付限度額 | 貸付の対象となる損害補填資金   | 1 被害生産者ごとの貸付限度額                                       |
| [略]  |                 | [略]  |   |
| 被害生産者が県の要請に応じた露地において生産されたしいたけの出荷の自粛により、新たにしいたけ栽培のためのビニルハウスの整備をする必要が生じた場合であって当該整備を補助金（知事が別に定める補助金に限る。）の交付を受けて行うときに、当該被害生産者に対して貸し付ける資金 | [略]             | 被害生産者が県の要請に応じた露地において生産されたしいたけの出荷の自粛により、新たにしいたけ栽培のためのビニルハウスの整備をする必要が生じた場合であって当該整備を補助金（知事が別に定める補助金に限る。）の交付を受けて行うときに、当該被害生産者に対して貸し付ける資金 | [略]   |
|  |                 | <u>被害生産者が県の要請に応じた露地において生産されたしいたけの出荷の自粛により、しいたけほだ木の放射性物質による汚染を防止するために新たにビニルシートその他の資材を購入してしいたけほだ木の被覆等の措置を講じた場合に、当該被害生産者に対して貸し付ける資金</u> | <u>当該資材の購入代金及び被覆等の措置に要した費用について、当該しいたけほだ木1本につき293円</u> |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。   |                 |  |   |

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。